

サンケイ化学 農薬登録情報

サンケイジーファイン水和剤

炭酸水素ナトリウム・銅水和剤

登録番号：農林水産省登録第 19687 号（登録会社：サンケイ化学株式会社）

有効成分：炭酸水素ナトリウム・・・46.0%

無水硫酸銅（銅水溶性塩）・・・30.0%（銅として 12.0%）

毒性：普通物（毒物及び劇物に該当しないものを指している通称）

販売エリア：全国（佐賀県を除く）

殺菌剤分類：NC

殺菌剤分類：M1

適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録製品「サンケイジーファイン水和剤」は令和 7 年 1 月 29 日付で下記の内容を適用拡大いたしました。

【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

- ・作物名「ピーマン」を追加する。
- ・作物名「きゅうり」に適用病害虫名「褐斑病」を追加する。
- ・作物名「さといも」の使用 방법에「無人航空機による散布」を追加する。

【適用病害虫名および使用方法（今回の適用拡大に該当する作物のみ記載）】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	炭酸水素ナトリウムを含む農薬の総使用回数	銅を含む農薬の総使用回数
ピーマン	斑点病	1000倍	150～500 ℓ /10a	収穫前日まで	-	散布	-	-
きゅうり	灰色かび病 褐斑病	750～1500倍						
	斑点細菌病							
さといも	疫病	1000倍	3.2 ℓ /10a					
		15倍						

【使用上の注意事項の変更等】

以下の事項を追加し、（変更後）のとおりとする。

（追加）

- ・無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当たっては散布機種の散布基準に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また、使用後の空の容器を放置せず、適切に処理すること。
- ・無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- ・使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきることを。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

(変更後)

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 本剤は、水中に没しにくいので所定量の水に少量ずつかくはんしながら加え、均一に分散させて散布液とすること。
- (3) 本剤は、病害の発生初期から予防的に散布すること。なお、多発生の場合は効果が劣ることがあるので、所定範囲の高濃度で使用する。
- (4) きゅうり、すいか、メロンに使用する場合、薬害が生じるおそれがあるので、幼苗期の散布はさけて中期以降に散布すること。
- (5) きゅうり、すいか、メロンに使用する場合、高温時、極端な低温時及び湿潤状態が長時間続く場合の散布は、薬害の症状が激しくなることがあるのでさけること。
- (6) きゅうり、すいか、メロンに使用する場合、連続散布は葉の周辺が黄化したり、硬化することがあるので、過度の連用をさけること。
- (7) レタスに使用する場合、高温時や結球開始以降の薬害が発生しやすい時期の散布では、炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
- (8) 非結球レタスに使用する場合、収穫葉展開以降の散布は汚れを生じることがあるので注意すること。
- (9) パセリに使用する場合、生育が緩慢な時期には、汚れを生じることがあるので注意すること。
- (10) チンゲンサイに使用する場合、収穫葉展開以降の散布は薬害を生じるので使用をさけること。
- (11) かんきつに使用する場合、薬害（スターメラノーズ）軽減のため炭酸カルシウム水和剤を加用すること。特に果実着生期の散布では厳守すること。
- (12) かぶ、非結球アブラナ科葉菜類に使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- (13) さといもに使用する場合、葉の褐変、葉先の枯れなどの薬害が生じるおそれがあるので注意すること。
- (14) 西洋なしに使用する場合、薬害軽減のため炭酸カルシウム剤（クレフノンなど）を加用（80倍）すること。
- (15) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせて調節すること。
- (16) 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当たっては散布機種種の散布基準に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また、使用後の空の容器を放置せず、適切に処理すること。
- (17) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (18) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

水産動植物に係る注意事項

- (1) 水産動植物（魚類、甲殻類、藻類）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきる。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

なお、ご使用にあたっては製品に貼付してあるラベルをご参照下さい。



サンケイ化学株式会社

本	社	〒891-0122 鹿児島市南栄二丁目9番地	TEL : (099)268-7588	
東	京	本 社	〒110-0005 東京都台東区上野七丁目6-11 第一下谷ビル3F	TEL : (03)3845-7951
大	阪	営 業 所	〒532-0011 大阪市淀川区西中島二丁目14-6 新大阪第2ドイビル3F	TEL : (06)6305-5871
東	京	営 業 部	〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町一丁目13-1	TEL : (048)551-2122
九	州	北 部 営 業 所	〒841-0025 佐賀県鳥栖市曾根崎町1154-3	TEL : (050)3508-7912
宮	崎	事 務 所	〒880-0056 宮崎市神宮東三丁目6-19 山本ビル	TEL : (0985)25-7051